

第3章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

前回計画では、“～資源循環型社会の推進～”を基本方針とし、発生抑制、再利用、再資源化の3Rの取組を推進するとともに、環境に配慮した安全で効率的な施設の維持管理のもと、ごみの適正処理に努めてまいりました。

本計画においても、前回計画の流れを継承してまいります。

基本方針

“～資源循環型社会の推進～”

第2節 基本施策

本町におけるごみ処理に関わる基本施策を、以下に示します。

1. 排出ごみの適正処理

本町におけるごみ総排出量は、近年減少傾向にあります。しかし、事業系ごみをみると、排出量は増加しており、この傾向は今後も継続することが予想されます。事業系ごみについては、平成30（2018）年度には事業系可燃ごみ収集袋を新たに導入する等、適正処理に向けた取組を実施してまいりました。今後も、適正かつ効率的なごみ処理体制を維持するため、ごみ出しルールの徹底を図り、ごみ減量化を含めた仕組みづくりを継続して進めていきます。

2. 資源化率向上のための取組

本町における資源化率は、近年は約25%前後で横ばいに推移しています。また、この資源化率は溶融処理資源化に寄与している部分が大きく、これを除いた資源化率は14%前後で推移していることから、本町における資源化率を向上させるために、直接・中間処理資源化量の割合を増加させるよう、住民や事業者に対してのリサイクル意識や3R運動の啓発、情報提供、環境教育などに努めます。

3. 最終処分“ゼロ”維持の取組

本町のごみは、組合の熱回収施設にて全て溶融処理されていることから、最終処分量“ゼロ”を継続しています。今後も、最終処分量“ゼロ”を維持できることが想定されますが、併せて、本町が独自回収している資源化物・有価物・リサイクル物の処理委託などについても、安定取引を継続できるよう取り組んでいきます。

第3節 計画期間と目標年次

基山町では、平成 21（2009）年 3 月に目標年度を令和 5（2023）年度として一般廃棄物処理基本計画を策定しました。中間目標年度を平成 25（2013）年度及び平成 30（2018）年度としており、平成 25（2013）年度には進捗状況評価及び計画の見直しを行いました。

今回は、2 回目の中間目標年度（平成 30（2018）年度）における計画の進捗状況の評価を行うとともに、下水道計画の見直しに伴い生活排水処理基本計画が見直されたことから、一般廃棄物処理基本計画も期間を合わせて、令和 6（2024）年度を中間目標年次とし、令和 11（2029）年度を最終目標年次とした見直しを行うこととします。

表 1 計画期間と目標年次（平成 20（2007）年度～令和 11（2029）年度）

区分\年度	平成											令和										
	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
策定年度 (改定年度)	○					○					○→●					○→●						○
計画の期間	●	●										●	●									
目標年次						◎					◎					◎→◎						◎

備考：平成 25（2013）年度、平成 30（2018）年度、令和 6（2024）年度の“◎”は、中間目標年次

第4節 計画処理区域

処理区域は、基山町全域とします。

第5節 将来のごみ処理システム

本計画期間中のごみ処理システムは、現状のシステムを維持することとします。

第6節 数値目標の設定

ごみ排出量の抑制目標につきましては、家庭系ごみ、事業系ごみに分けて目標を設定します。資源化の目標につきましては、ごみ全体の総資源化率を目標に設定します。

本計画のそれぞれの目標については、目標値を達成するための取り組みにより設定することとします。

【家庭系ごみ排出量の抑制目標値】

家庭系ごみ	平成 30 年度の 1 人 1 日あたりの排出量（695.49g/人・日）に対する削減目標 令和 6 年度目標： 3%削減（674.63g/人・日） 令和 11 年度目標： 5%削減（660.72g/人・日）				
年 度	平成 24 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
前回の実績と目標 (g/人・日)	789.77g (実績)	750.23g (目標 5%)	710.79g (目標 10%)	-	-
今回の実績と目標 (g/人・日)	-	695.49g (実績)	-	674.63g (目標 3%)	660.72g (目標 5%)

＜家庭系ごみ排出量の抑制目標値を達成するための取り組み＞

- ・令和元年度のクリーンヒル宝満のごみ質調査では、可燃分が 44.9%に対し、水分が 50.3%と約半分となっていることから、生ごみを捨てる際の水切りを徹底する。
- ・食べ残しをしないことや、電動コンポスト、ダンボールコンポストなどの専用の処理機器を使った生ごみの堆肥化を進める。
- ・マイバッグ、マイ箸、マイボトル、リターナブルビンを活用し、レジ袋、割りばし、プラスチック容器、缶等を使わない。
- ・広報、ホームページなどを通してごみ減量の普及啓発を行い、子どもたちへの環境教育を推進する。

これらのことに取り組むことで令和 11 年までに 5%の削減を目指します。

【事業系ごみ排出量の抑制目標値】

事業系ごみ	平成 30 年度の 1 社 1 日あたりの排出量（17.84kg/社・日）に対する削減目標 令和 6 年度目標： 1%削減（17.66kg/社・日） 令和 11 年度目標： 3%削減（17.30kg/社・日）					
年 度	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 11 年度
前回の実績と目標 (g/人・日)	40.46kg (実績)	-	38.44kg (目標 5%)	36.42kg (目標 10%)	-	-
今回の実績と目標 (g/人・日)	-	34.04kg (実績)	17.84kg (実績)	-	17.66kg (目標 1%)	17.30kg (目標 3%)

＜事業系ごみ排出量の抑制目標値を達成するための取り組み＞

- ・ オフィスや店舗から出るごみ（紙類、食べ残し等の生ごみ）を適正分別により資源化する。
 - ・ 排出量の多い事業所については、文書やホームページ、または訪問して、ごみ処理に関することやごみの減量方法について情報提供をする。
 - ・ 事業系の燃えるごみは、生ごみが多く排出されていることから、水切り徹底の周知や食品関連事業者への食品リサイクルに関する情報提供をする。
- これらのことに取り組むことで令和 11 年までに 3%の削減を目指します。

【資源化の目標値】

総資源物（家庭系及び事業系資源物）	溶融資源物を含む資源化率（リサイクル率）
	平成 30 年度実績： 24.75%
	令和 6 年度目標： 26%
	令和 11 年度目標： 27%
※表 2 にごみ排出量と資源化の目標を示しています。	

＜資源化率の目標値を達成するための取り組み＞

令和元年度にクリーンヒル宝満に持ち込まれた燃えるごみの組成調査では、紙・布類が 52.2%であり資源化が可能な古紙が含まれています。そのため、燃えるごみとして捨てられる古紙類を、適正に分別することにより資源ごみとしてリサイクルします。令和 6 年度までに町民 1 人 1 日当たり、A4 用紙 1 枚（約 5g）に相当する量のごみを適正分別により資源化することで、資源化率を 1.25%増加させ、令和 11 年度までに A4 用紙 2 枚（約 10g）に相当する量のごみを適正分別により資源化することで、資源化率を 2.25%増加させることを目指します。

表 2 ごみ排出量と資源化率

項目	単位	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 6 年度目標 (2024 年度)	令和 11 年度目標 (2029 年度)
ごみ総排出量	(t/年)	6,101	6,197	6,123
ごみ排出量（家庭系ごみ）	(t/年)	4,415	4,412	4,279
ごみ排出量（事業系ごみ）	(t/年)	1,686	1,785	1,844
総資源化量	(t/年)	1,510	1,611	1,653
資源化率（リサイクル率）	(%)	24.75	26	27

【最終処分目標】

クリーンヒル宝満を使用開始した平成 20 年度から最終処分（埋立処分）を行っておりません。今後も最終処分“ゼロ”を目標とします。

表 2 将来予測（抑制目標、資源化目標）

項目		単位	実績値						推計値										
			平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
人口世帯数	計画収集人口	人	17,593	17,449	17,345	17,360	17,314	17,390	17,460	17,550	17,641	17,732	17,824	17,916	18,009	17,943	17,876	17,810	17,745
	計画世帯数	世帯	6,452	6,477	6,536	6,656	6,763	6,889	6,929	6,964	7,000	7,037	7,073	7,110	7,146	7,181	7,217	7,253	7,290
事業所数		社	95	94	97	92	120	259	262	265	268	271	274	277	280	283	286	289	292
年間総排出量	単純予測	t/年	6,367.06	6,331.75	6,324.25	6,176.67	6,013.15	6,100.90	6,204.04	6,280.93	6,375.73	6,471.22	6,585.71	6,664.85	6,763.01	6,674.92	6,604.93	6,499.68	6,413.35
	目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	6,130.03	6,130.39	6,147.39	6,164.08	6,197.66	6,197.14	6,213.90	6,191.53	6,185.81	6,146.51	6,123.26
家庭系ごみ排出量	単純予測	t/年	4,919.35	4,805.44	4,801.73	4,631.04	4,522.40	4,414.52	4,489.17	4,538.03	4,599.72	4,661.71	4,737.10	4,786.92	4,850.17	4,779.16	4,721.30	4,638.41	4,569.22
	実績値・目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	4,422.19	4,410.62	4,411.08	4,411.31	4,423.64	4,411.63	4,416.20	4,381.80	4,359.21	4,313.18	4,279.43
		g/人・日	766.08	754.52	756.38	730.86	715.61	695.49	692.01	688.54	685.06	681.58	678.10	674.63	671.84	669.06	666.28	663.50	660.72
事業系ごみ排出量	単純予測	t/年	1,447.71	1,526.31	1,522.52	1,545.63	1,490.75	1,686.38	1,714.87	1,742.90	1,776.01	1,809.51	1,848.61	1,877.93	1,912.84	1,895.76	1,883.63	1,861.27	1,844.13
	実績値・目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	1,707.84	1,719.77	1,736.31	1,752.77	1,774.02	1,785.51	1,797.70	1,809.73	1,826.60	1,833.33	1,843.83
		kg/社・日	41.75	44.49	42.89	46.03	34.04	17.84	17.81	17.78	17.75	17.72	17.69	17.66	17.59	17.52	17.45	17.38	17.30
溶融処理量	単純予測	t/年	5,309.00	5,325.19	5,348.34	5,271.09	5,099.67	5,071.74	5,149.35	5,213.17	5,291.86	5,371.11	5,466.14	5,531.83	5,613.30	5,540.18	5,482.09	5,394.73	5,323.08
	目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	5,087.92	5,088.22	5,102.33	5,116.19	5,144.06	5,143.63	5,157.54	5,138.97	5,134.22	5,101.60	5,082.31

総資源化量

項目		単位	実績値						推計値											
			平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	
総資源化量	単純予測	t/年	1,666.72	1,634.37	1,666.96	1,594.33	1,461.37	1,509.78	1,535.30	1,554.33	1,577.79	1,601.42	1,629.76	1,649.34	1,673.63	1,651.83	1,634.51	1,608.47	1,587.10	
	目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	1,532.51	1,544.86	1,561.44	1,578.00	1,599.00	1,611.26	1,628.04	1,634.56	1,645.43	1,647.26	1,653.28	
直接・中間処理資源化量	単純予測	t/年	955.42	922.24	892.20	849.55	819.10	801.22	815.90	826.01	838.48	851.04	866.10	876.50	889.41	877.83	868.62	854.79	843.43	
	目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	842.88	849.67	858.79	867.90	879.45	886.19	895.42	899.01	904.99	905.99	909.30	
組合処理		単純予測	t/年	934.06	932.09	999.06	969.80	855.23	936.62	952.44	965.13	980.59	996.17	1,014.72	1,027.83	1,043.91	1,031.32	1,021.52	1,006.24	993.86
		目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	888.86	896.02	905.64	915.24	927.42	934.53	944.26	948.04	954.35	955.41	958.90
	直接資源化量	単純予測	t/年	39.61	39.19	39.63	28.77	24.58	27.05	27.64	28.09	28.62	29.15	29.78	30.24	30.80	30.52	30.32	29.96	29.67
		目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	26.67	26.88	27.17	27.46	27.82	28.04	28.33	28.44	28.63	28.66	28.77
	中間処理資源化量	単純予測	t/年	183.15	180.77	184.67	196.25	188.38	201.01	205.40	208.72	212.66	216.64	221.28	224.75	228.89	226.80	225.31	222.60	220.52
		目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	231.10	232.97	235.47	237.96	241.13	242.98	245.51	246.49	248.13	248.41	249.31
	溶融資源化量	単純予測	t/年	711.30	712.13	774.76	744.78	642.27	708.56	719.40	728.32	739.31	750.38	763.66	772.84	784.22	774.00	765.89	753.68	743.67
		目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	631.09	636.17	643.00	649.82	658.47	663.52	670.42	673.11	677.59	678.34	680.82
町独自処理(直接資源化量)	単純予測	t/年	732.66	702.28	667.90	624.53	606.14	573.16	582.86	589.20	597.20	605.25	615.04	621.51	629.72	620.51	612.99	602.23	593.24	
	目標値	t/年	－	－	－	－	－	－	582.35	587.05	593.35	599.64	607.62	612.28	618.66	621.13	625.26	625.96	628.25	

目標達成の状況

項目		単位	実績値						推計値										
			平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
溶融資源化量を含む 総資源化量	単純予測	%	26.18	25.81	26.36	25.82	24.87	24.75	24.75	24.75	24.75	24.75	24.75	24.75	24.75	24.75	24.75	24.75	
		t/年	1,666.72	1,634.37	1,666.96	1,594.33	1,461.37	1,509.78	1,535.30	1,554.33	1,577.79	1,601.42	1,629.76	1,649.34	1,673.63	1,651.83	1,634.51	1,608.47	1,587.10
	目標値	%	-	-	-	-	-	-	25.00	25.20	25.40	25.60	25.80	26.00	26.20	26.40	26.60	26.80	27.00
		t/年	-	-	-	-	-	-	1,532.51	1,544.86	1,561.44	1,578.00	1,599.00	1,611.26	1,628.04	1,634.56	1,645.43	1,647.26	1,653.28

第7節 排出抑制・再資源化計画

1. 町民・事業者・行政の役割

町民・事業者・行政の3者協働により、ごみ排出量を抑制し、再資源化を推進していくためには、それぞれが適切な役割分担の下で取り組んでいくことが重要です。ごみゼロを目指した循環型社会の実現にむけて下記のとおり、検討・実施するものとします。

1) 町民 --- 循環型社会の形成に向けたエコライフに取り組みます

- ・ふれあいフェスタなどのリサイクルバザーを活用し再生利用（リサイクル）に取り組みます。
- ・マイバッグを利用することでごみ袋の発生を抑制します。
- ・生ごみなど水分の多いごみに対して水切りを徹底し、ごみの量を減らします。
- ・使い捨て食器等を使わないことによってごみの発生を抑制します。
- ・新聞、雑誌類、雑紙（菓子箱、封筒、メモ紙）を資源物として分別することによりごみの量を減らします。
- ・環境やごみについての出前講座等に参加することによって、地域における環境活動に自主的に取り組みます。
- ・町の循環型社会推進に向けた取組へ協力します。

2) 事業者 --- 排出事業者責任に基づく適正処理に取り組みます

- ・事業活動に伴って排出されるごみ（廃棄物）は事業所の責任において適正に処理します。
- ・法で定める20種類の産業廃棄物は県の指定する処理許可業者に処理を委託します。
- ・事業系一般廃棄物の可燃物については、クリーンヒル宝満へ自己搬入するか、町の許可業者に収集運搬を委託します。
- ・事業系一般廃棄物の資源物（古紙、ダンボール、空缶、空瓶等）については、クリーンヒル宝満へ自己搬入するか、有価物としてリサイクル業者へ引き渡します。
- ・拡大生産者責任の原則を意識した商品等（消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の原料・簡素化、再生利用が容易な商品製造など）を製造します。
- ・「裏紙の利用」、「データの電子化」、「事務所で発生する古紙を事業所自らが率先して資源化」などを行うことにより、廃棄物の減量化、リサイクルの推進に取り組みます。
- ・事業系ごみ処理に当たっての行政の取組・指導に協力します。

3) 行政 --- 適正処理とリサイクルの推進、普及啓発に向けて取り組みます

- ・ごみの排出状況を把握し、広報等により周知します。
- ・環境に配慮した安全で効率的なごみの適正処理を行っていきます。現在稼働している施設においては、排出されたごみを適正に処理・処分していくとともに、適正な運転管理を行っていきます。
- ・新聞、雑誌類などの資源物の回収を増やし3R運動の推進啓発を行います。
- ・環境美化推進委員及び職員による不法投棄パトロールを実施します。
- ・生ごみ処理機器購入費助成制度を継続し利用促進を図ります。
- ・ダンボールコンポスト（竹チップ使用）の講座を実施し利用者を増やします。

- ・環境やごみについての出前講座を実施することによって、町民の自主的取組の推進（普及啓発、情報提供、小中学校の環境教育の実施等）を図ります。

第8節 中間処理計画

本町から排出されたごみは、クリーンヒル宝満にて滞りなく、適切な中間処理の後、資源化されており、処理能力・公害防止対策等も特に問題ないと考えます。

このため、今後においても下記のとおり適切な中間処理に努めるとともに、施設の老朽化への対策については、組合及び他の構成市と連携しながら検討していくものとします。

1. ごみの適正処理及び再資源化

1) 熱回収施設における処理

下記のごみをガス化溶融処理し、溶融物は溶融スラグ、メタル、溶融飛灰に分けられ、資源として活用します。

- ・燃えるごみ
- ・リサイクルセンターでの燃えないごみ等の破碎・選別処理後の残渣
- ・リサイクルビンガラ

2) リサイクルセンターにおける処理

燃えないごみ・粗大ごみは、破碎・選別処理を行い、金属等の資源物は回収し再資源化を図ります。破碎残渣は、熱回収施設で溶融処理を行い、資源化処理を行います。その他資源物（カン類、ビン類、乾電池、蛍光灯、剪定チップ等）は、選別後、資源化施設で再資源化します。

3) エネルギーの有効利用

クリーンヒル宝満では、溶融処理時に発生する余熱を利用して、廃棄物発電を行っています。発電によって生じた電力で場内の電力をまかなうとともに、余剰電力は電気事業者へ売電しています。

第9節 最終処分計画

クリーンヒル宝満を使用開始した平成 20 年度から最終処分を行っておりません。今後もクリーンヒル宝満での処理を想定していることから、引き続き組合と連携し、最終処分“ゼロ”に努めていきます。

第10節 その他の計画

1. 廃家電等のリサイクルに関する普及・啓発

家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、資源有効利用促進法に基づき、家電・パソコン等のほか、携帯電話等の小型家電について、リサイクルに関する普及啓発を継続・強化していきます。

家電リサイクル法では、廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくために、対象となる家電4品目（エアコン、テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵・冷凍庫）を定めています。本町においてもこの法律に基づき、使用済家電4品目について、消費者（排出者）が小売業者等への引渡しを行うよう、啓発活動に努めています。

また、小型家電リサイクル法では、使用済小型電子機器等に利用されている金属や有用物を回収、再資源化による資源の有効利用を目的としており、本町でも回収品目を定め、基山町役場1階南側入り口及び基山町福祉交流館「きやまんふれあいセンター」内に回収ボックスを設置し、回収促進に努めています。

2. 不法投棄防止対策

不法投棄防止巡回パトロールの実施や、不適正処理の防止について、住民及び事業者へ啓発を行うとともに、対策として防犯カメラの設置を推進する等、警察等の関係機関や地域住民と連携して不法投棄防止に努めます。

3. 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物（医師の指導により受けた処方で自ら材料を入手し、療法を患者・家族自ら行うことにより発生する廃棄物）は、一般廃棄物として位置づけられており、本町でも燃えるごみとして排出しています。近年、在宅医療の進展に伴い、一般家庭からも点滴パックや注射器等の在宅医療廃棄物の排出量が増加していることから、在宅医療廃棄物の処理システムについて、啓発活動に努めています。

なお、次に該当する医療廃棄物は、本町で処理・収集することができないため、住民が医療機関に回収を依頼することとなります。

- ・注射針など鋭利な物または、本体から針の取り外しができないもの。
- ・医師の指定により感染性があると判断されたもの。
- ・医師、看護師等の訪問治療行為により生じたもの。